

藤沢市火災予防条例の一部改正について  
藤沢市火災予防条例の一部を次のように改正する。

2014年（平成26年）2月17日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

### 藤沢市火災予防条例の一部を改正する条例

藤沢市火災予防条例（昭和48年藤沢市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第31条の4第4項中「第37条第7号から第7号の3」を「第37条第4号から第6号」に改める。

第44条を次のように改める。

#### （防火設備の管理）

第44条 令別表第1に掲げる防火対象物の防火設備の管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 隨時閉鎖し、又は作動することができるようその機能を有効に保持すること。

(2) 防火区画の防火設備に近接して延焼の媒介となる可燃物を置かないこと。

#### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

#### 提案理由

この条例を提出したのは、火災発生時における人命危険の防止を図るため、防火設備の適正な維持管理に関する基準について定める等の必要による。